

フリーぺーぺー

2012年 6月号

カイケイ

2012年6月11日発行
発行/株式会社イーマック
編集長/大場史郎
〒730-0002 広島市中区白島中町9番13号
Tel (082)227-7730 Fax (082)227-8861
E-mail webmaster@kaikei.co.jp
URL <http://www.kaikei.co.jp>



所長コメント

5月から6月にかけて、田舎に行くとこんな風景がよく見られる。全く田植えがしてなくて、雑草が伸び放題の田んぼもまばらにみられる。

しかし、規則正しく植えられた稻は見ていると気持ちいい。秋にはずっしりと実った稻穂を付けてくれよと言いたくなる。八十八歳はハを重ねて米寿、お米は日本人には特別な意味を持つ。「夏も近づく八十八夜、あれに見えるは茶摘じゃないか」とは、立春から数えて88日目、ぼちぼち植物の天敵の遅霜も終わり本格的な夏が来る。この日は農業に従事する人にとっては重要な日とされてきた。東北地方では豊作を願うため、様々な行事をおこなうところもあるようだ。

王生の花田植がユネスコの無形文化遺産になった。写真やニュースで見たことははあるが、実物を見たことはない。早乙女が着飾って田植えをする。元早乙女でなければ、一度見てみたいものである。

来年はぜひこの写真を載せたいものです

社長の仕事

税理士
大場史郎

事務所の私の席の隣に、安友司法書士が4年前から机を並べている。私と同じ歳で法務局を定年間近で退職し、司法書士に成られた。たまに一緒にゴルフをするが、共にスコア一が100前後で、良きライバルである。

最近、彼が忙しい。本来業務の会社設立はぼつぼつあるが、自己破産の手続きが増えてきている。

今回はその自己破産について書かせていただきます。

亀井静香元金融担当大臣が始めた金融円滑法により、銀行の返済を棚上げしている先も結構ある。この制度も一応来年の3月で終わる予定である。また、今後のヨーロッパ情勢による世界不況など、持ちこたえられなくなる中小企業が多く出るのは想像に難くない。

会社を経営して、やむを得ず破産というケースはある。中小企業の経営者は、自ら保証人になる、自宅を担保に入れるケースもある。できれば、自宅だけは担保に入れたくない。自宅に住宅ローンが付いている場合は、担保余力がない場合が多いので、住宅ローンの後ろに担保を付けることはまれである。住宅ローンを組む時は残債が免除される団体信用保険を付けておいて助かったという話は相続のときなどよく聞きます。

経営者は様々なリスクがあるので、財産をあらかじめ分散しておくことも万が一の時有効です。

よく使われるのが、自宅を配偶者に移すという方法で

す。但し、配偶者も保証人になっていければ意味がない。

住宅の価格(相続税評価額、概ね時価の60%程度)が2,000万円+贈与税の基礎控除110万円=2,110万円以下であれば、贈与税は課税されません。婚姻期間が20年以上あることが条件です。

但し、登記費用と不動産取得税がかかることも覚えておいてください。概ね2,000万円の自宅の場合、100万円近くかかります。

最近は第3者保証を付ける代わりに、保証協会などに保証料を払って、肩代わりしてもらうケースもあります。保証料がかからっても、配偶者など親族や友人を巻き込むのは極力避けたいものです。

しかし厳しい言い方ですが、私は破産するのは経営者本人に問題があると思います。

営業力不足

放漫経営

主にこのどちらかに原因があります。

破産すれば、債権者や従業員、更には家族にも多大な負担をかけます。

小さな船に何人かの乗組員を載せて大海に漕ぎ出した我々、慢心に成らず、見張りを怠らず、嵐にも備え、安全に乗り越えていきましょう。



“社長の個人破産”

Aさん：株式会社の取締役（兼代表取締役）Xさんは、このたび個人としての破産申立をするんだけど、破産手続開始決定がされたら、取締役（兼代表取締役）の地位はどうなるんだろう？

わたし：破産手続開始決定を受けたら、Xさんの取締役（兼代表取締役）の地位は法律上当然になくなるよ。

Aさん：なぜ？

わたし：取締役・代表取締役と会社の関係は民法でいう委任関係にあるんだけど、受任者である取締役（兼代表取締役）Xについての破産手続開始決定は委任契約の終了事由になっているからだよ。

Aさん：だけど、株式会社の商業登記簿をそのままにしておけば、Xさんはあたかも取締役（兼代表取締役）であるかのように見えるだろ。それで問題はないの？

わたし：いや、問題ありだよ。その後Xさんが取締役（兼代表取締役）の地位がなくなったことに気が付かずにその会社の代表取締役として取引行為をした場合は、代表権のないXがした取引行為の有効・無効の問題が生ずると思うよ。だから、速やかにXの後任の取締役（兼代表取締役）を選任して役員の変更登記をしておくべきだね。

Aさん：じゃあ、少しひねった問題だけど、すでに破産手続開始決定を受けているYさんがその会社の取締役（兼代表取締役）に就任することはできるの？

わたし：結論を言うと可能だよ。旧商法では明文で、「破産者は取締役になれない」と規定されていたんだけど、平成18年5月施行の会社法では、破産者を取締役の欠格事由にしていないんだ。だから、破産者も取締役になれるんだよ。これって、「取締役が任期途中で破産者になったら取締役の地位を法律上当然に失うのに、破産者が取締役になるのはかまわない」ってことだから、変な気がするかもしれないけど、よく考えると矛盾しないんだよね。発起人・株主が承知の上で破産者を取締役に選任するんだから、発起人・株主を害することにはならないし、破産者にも取締役や代表取締役になって事業に再チャレンジするチャンスを与えてやろうということだろうね。

Aさん：なるほど、法律は時代のニーズに合わせて変わるものなんだね。

二以上事業所選択届

社会保険労務士
キャリアカウンセラー

田村 実



複数の会社で代表や取締役を兼務している方は、それぞれの事業所での報酬を合算した額に健康保険・厚生年金が算定される場合があります。複数の事業所の役員を兼務されている方はご注意ください。健康保険・厚生年金保険の適用事業所の役員を兼務されている方は、年金事務所の調査などで、「被保険者所属選択届・二以上事業所勤務届」の届出を求められ、それぞれの事業所で受ける役員報酬を合算した額から健康保険・厚生年金保険料を算定される場合があります。

(1)「被保険者所属選択届・二以上事業所勤務届」とは2か所以上の事業所で、健康保険・厚生年金保険の適用条件を満たす場合に届出をすることにより、複数の事業所の給与を合算して保険料を算定される届出です。

①健康保険・厚生年金の適用条件を満たすとは

A、従業員の場合

常時事業所に使用されること(正社員)又は正社員を基準にその労働条件の3/4以上を満たすもの(正社員の勤務時間が週40時間1日8時間労働なら、3/4の週30時間、1日6時間以上の条件を満たすもの)

B、役員の場合

役員の場合、健康保険・厚生年金保険の加入条件は、上記Aのような労働条件による要件は適用されず、下記6項目を総合的に判断して健康保険・厚生年金の被保険者に該当するかを判断するとのことです。

1、定期的に事業所に出勤しているか

2、役員会の出席をしているか

3、従業員に対する指示・監督の状況はあるか

4、他の役員との連絡調整の状況はあるか

5、事業所に対してどの程度の意見を述べ、影響を与えているか
6、報酬の支払い実態(社会通念上相当とされる程度の実費程度の報酬か)

上記条件を考えると、代表者として健康保険・厚生年金保険の適用事業所から報酬を支給されている方は、それが複数事業所ある場合、どの事業所の報酬も健康保険・厚生年金保険の対象になるようです。平取締役の場合、上記6項目に該当しない場合も考えられます。

ちなみに、年金事務所に役員報酬の場合、「被保険者所属選択届・二以上事業所勤務届」の提出を迫られる条件の説明は下記のようなものでした。

①報酬の支払実態について

健康保険料等級表の最下限である、月額5万強ぐらいの役員報酬を2か所目の事業所から得ている場合でも届出を迫ることがある。

②報酬の内容について

労働の対価としての報酬であれば、勤務状態が週1日など少ない場合でも、2か所目の事業所から得ている場合は届出を迫ることがある。

とのことでした。

以前は、非常勤役員の報酬の場合、健康保険・厚生年金の算定の対象にならないと思われており、社会保険事務所(年金事務所)においても認められたケースもあるようですが、法の解釈の相違か、年金事務所が修正事項としてマークしているようです。お気をつけください。

花子32歳

おおばいろ



~トレンドを読む~

担当 大場史郎

6月17日 この日が大変気になります。ギリシャの再選挙の日です。

緊縮支持派が勝てばユーロ圏に留まるが、緊縮不支持派が勝てば、元の通貨のドラクマに戻る。恐らく今まで発行した国債なども踏み倒すのではないだろうか。通貨が暴落し、ハーバインフレが起き、他のポルトガル、スペインそしてイタリアなど財政が脆弱な国にも飛び火しそうである。

そうなると、リーマンショック時のような、いやそれ以上の世界同時株安になりそうだ。比較的安全な円が急騰し、日本の株も急激に下がる。

そんなこともあり、ギリシャの再選挙が決まった時、私のささやかな株、塩漬けになっている株も含めて、とりあえずすべて売りました。選挙結果によれば、再び買い戻すつもりです。

今のところ、僅差で前与党の緊縮支持派の新民主党（ND）が、やや有利なようである。

結局、統一通貨は、為替レートという垣根が無くなり、強い国はより強くなり、弱い国はより弱くなつた。何らかのハンディを付けることをしないと、成り立たなくなるようだ。

さて、国内も消費税率アップを目指した社会保障と税の一體改革を唱える野田総理が、いよいよ正念場となつた。

小沢一郎氏との2度にわたる会談（ゼスチャー）も終わり、自民党との協議に入るようだ。自民党は今まで散々プロポーズしてきた好きな女性が、昔からの彼氏と切れて、やっとこちらを向いたら、「体一つで来ればいい」と言っていたが、急に欲が出て、「持参金も持つてこい」などと言う声が出だした。あまり、欲を出すとまとまるものもまとまらなくなる。

自民党総裁の谷垣禎一氏のリーダーシップにかかるところ。

薩長が同盟した時、藩の私利私欲を抑えて、国家の危機を乗り越えるという大きな目標に向かって手を結んだ西郷隆盛と桂小五郎に成れるかと思うのであるが・・・。

消費税の引き上げを我慢して、負担増を容認するかの日本、年金を下げ、公務員を削減してユーロに留まるかどうかのギリシャ。キリギリスになるか蟻になるか、なんとなく共通点があるよう思える。





税務 雇用を増やした企業に対する税制優遇制度

担当:春木円加

平成23年4月以降に開始する事業年度において、雇用を増やした企業に対する税制優遇制度が創設されました。今回は「雇用促進税制（雇用者の数が増加した場合の税額控除）」についてご案内します。



1. 税制優遇制度の概要

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度（以下「適用年度」といいます。）において、雇用者について一定の要件を満たし、かつ、証明を受けた場合には、雇用増加数1人当たり20万円の税額控除が受けられます。

ただし、当期の法人税額の10%（中小企業は20%）が限度となります。

2. 税制優遇制度の対象となる事業主の要件

- ・青色申告書を提出する事業主であること
- ・適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと
- ・適用年度に雇用者（雇用保険一般被保険者）の数が前期末の雇用者の数に比べて5人以上（中小企業は2人以上）、かつ10%以上増加していること
- ・適用年度における給与等の支給額が、比較給与等支給額（※）以上であること

※「比較給与等支給額」＝前事業年度の給与等の支給額×雇用増加割合×30%+前事業年度の給与等

3. 手続

- ① 事業年度開始後2ヶ月以内に、目標の雇用増加数などを記載した雇用促進計画書を作成し、ハローワークに提出してください。
- ② 事業年度終了後2ヶ月以内（個人事業主については3月15日まで）にハローワークで雇用促進計画の達成状況の確認を求めてください。
- ③ 確認を受けた雇用促進計画の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告してください。

税務 源泉所得税の納期の特例と滞納

担当:吉村千花子

7月10日は納期の特例を利用している会社の源泉所得税の半年に1回の支払日です。



毎月源泉所得税を支払っている会社との違いや、源泉所得税の滞納についてご説明します。

会社は、社員の給料から天引きした源泉所得税や弁護士、税理士などへの報酬にかかる源泉所得税を、給料や報酬の支払日の翌月10日までに納付をします。これが基本で、毎月納付をします。

これに対して、半年に1回まとめて納付する会社があります。給料を支払っている社員の数が10人未満で、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出した会社がその対象となります。この特例を受けると、1月1日～6月30日の源泉所得税は7月10日、7月1日～12月31日はその次の年の1月10日が納付期限となります。

どちらの場合も納付方法は、税務署にある納付書に記入をして銀行や郵便局で納付をします。

それでは源泉所得税を滞納した場合の罰金などはどのようにかかるのでしょうか。

1日でも遅れると不納付加算税が原則、納付税額の10%分かかります。例外として、税務署から指摘される前に自主的に納付した場合は5%になります。さらに、延滞税もかかります。これは利息的な罰金です。延滞税は、最初の2か月は年4.3%（毎年変動あり）、それ以後は年14.6%を請求されます。不納付加算税も延滞税もとても高い割合に設定されていて重いペナルティが課せられることになります。

また、源泉所得税の滞納は、借入にも影響します。国の金融機関などからの融資が受けられなくなることもあります。

毎月の場合も、半年に1回の場合もうっかり支払を忘れてしまうことがあると思いますが、会社のお金ではなく預かっているお金なので注意して支払をしましょう。

税務 社会保険料の決め方について

担当:宮本佳依

毎月、税金や社会保険料などを控除して支払われる給料ですが、通常その中で一番大きな金額になるのが「社会保険料(健康保険料・厚生年金保険料)」です。では、社会保険料はいつどのようにして決められているのでしょうか。

1.標準報酬月額について

社会保険では従業員の報酬(給料)を、区切りのよい幅で区分されている標準報酬等級表に当てはめた「標準報酬月額」をもとに毎月の社会保険料を計算します。

この「報酬」とは、賃金・給料・手当・賞与などの名称を問わず、労務の対償として受けるもの全てをいいます。

部分抜粋した標準報酬等級表

等級		健保標準 報酬 月額	厚年標準 報酬 月額	報酬の範囲 (円以上～円未満)
健保	厚年			
1	1	¥58,000		～ ¥63,000
5	1	¥98,000	¥98,000	¥93,000 ～ ¥101,000
14	10	¥170,000	¥170,000	¥165,000 ～ ¥175,000
20	16	¥260,000	¥260,000	¥250,000 ～ ¥270,000
24	20	¥340,000	¥340,000	¥300,000 ～ ¥350,000

例、173,000円の給料なら、「170,000円」の等級になる。

2.標準報酬額の決め方

所得税や雇用保険料は、毎月の給料の額に応じて保険料が変動しますが、社会保険料は、次の3つの時期に諸届出を行い、標準報酬月額が決められると、原則として保険料は変動しません。

①資格取得時決定(入社時に決定)

新しく人を採用した場合、標準報酬月額を決定することになります。これを「資格取得時決定」といいます。給料支払の前に届出をすることになるので、見込みの報酬を記入することになります。時給制の人などの場合は、月当たりに直して記入します。

②定時決定(毎年7月に決定)

従業員が実際に受取る報酬と固定している標準報酬月額の間に大きな差が出ないよう、毎年7月に標準報酬月額を決め直す「定時決定」があります。この時使用する用紙が「算定基礎届」です。

4・5・6月に受けた報酬の平均月額を算出し、その年の9月から翌年8月までの標準報酬月額を決定することになります。給料支払の対象となる日数が17日未満だった月は計算の対象から除きます。

③随時決定(報酬が大幅に変動した時に決定)

原則、標準報酬月額は②の「定時決定」までは固定です。しかし、途中で昇給や降給などにより基本給や諸手当など支給額や支給率が決まっているものが大幅に変わった時は、定時決定を待たずに標準報酬月額が改定されます。これを「随時改定」といいます。随時改定は、変動月からの3ヵ月の間に支払われた報酬の、1ヵ月あたりの平均額の標準報酬月額と従来の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じていることが要件となります。また、3ヵ月とも支払いの対象となる日数が17日以上でなければなりません。

以上の3つの方法により、標準報酬月額を決定し、社会保険料を決めるのが大原則ですが、以下のような特殊な取扱いもあります。

◇育児休業終了時改定

育児休業等を終了し、かつ3歳未満の子を養育している人が仕事に復帰したとき、報酬が休業前に比べて低下する場合があります。この場合、育児休業終了日から3ヵ月に支払われた報酬で標準報酬月額が1等級でも差が出来れば見直しが出来ます。

◇同日得喪(どうじつとくそう)

60歳以上の従業員で年金の受給権者が、同じ会社で再雇用される場合、使用関係が一旦中断したものとみなされ、定年時などの「高い給料の状態を一旦退職」して、翌日に「低い給料で再入社」した扱いとして、「資格喪失届」と「資格取得届」を特例で提出することができます。通常、標準報酬月額は、前出の③「随時改定」により、給料が下がって3ヶ月経過してから4ヶ月目に月額変更届の提出をして下げることが可能となります。しかし、この同日得喪の特例を使うと、すぐに、標準報酬月額を引下げることができます。

◇保険者算定

給料の遅配、休職、ストライキによる賃金のカット、業務の性質上季節的に報酬が変動する場合において、A「4・5・6月に受けた報酬」とB「前年の7月から当年の6月までに受けた報酬」の月平均を比較して標準報酬等級で2等級以上の差が出た場合は、Bによる標準報酬月額(等級)を適用することができます。



税務 住民税特別徴収納期の特例

担当:小柳博美

通常、特別徴収した個人の市県民税は、特別徴収義務者である事業所等から翌月10日までに、市に納付し、年間12回の納期を設けています。

事業所等で給与等の支払いを受ける者が常時10人未満(臨時、パートを含む。)である場合は、給与の支払いの際徴収した特別徴収税額を年2回に分けて納入することができます。

源泉所得税の場合7月10日と1月10日である納付期限が、住民税の場合はそれぞれ6月10日と12月10日になります。

6月から11月までに徴収した税額を12月10日までに、12月から翌年の5月までに徴収した税額を6月10日までにそれぞれまとめて納付することになります。

この特例を受けるためには、「市県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出することが必要です。





担当: 藤井俊之

文字入力 編

単語の登録

珍しい人名などをパソコンで入力する場合、よみの通りでは漢字に変換できない場合があります。例えば、「翔海(しょうま)」と入力したい場合に、「しょうま」と入力して変換キー(スペースキー)を押すと、図1のような候補が表示されます。

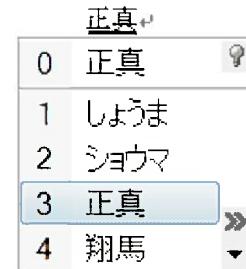


図1 ●「しょうま」の変換候補

こういう場合、単語の登録をしておくと、よみの通りに変換できるようになります。

(1)言語バーのツールアイコン(道具箱の絵)を押して、メニューから[単語の登録]を選びます。(図2)



図2 ●言語バーのツールアイコンを押したときのメニュー

(2)「単語の登録」ダイアログで、単語、よみ、品詞などを設定して、[登録]ボタンを押します。(図3)

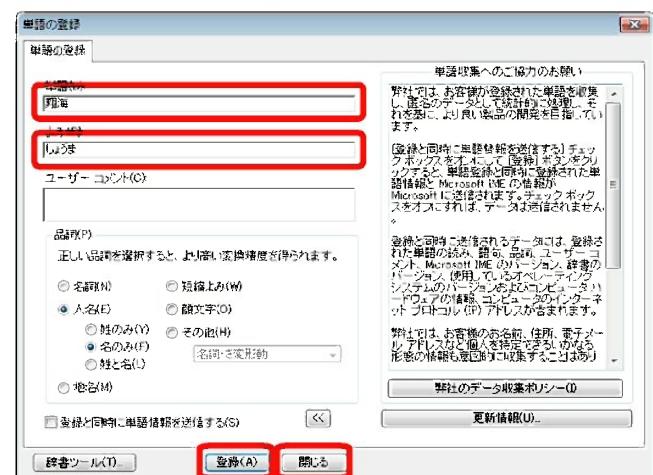


図3 ●単語の登録ダイアログ

(3)[閉じる]ボタンを押して「単語の登録」ダイアログを閉じます。

単語の登録後に「しょうま」と入力して変換キー(スペースキー)を押すと、候補の中に「翔海」が表示されるようになります。(図4)



図4 ●単語の登録後の「しょうま」の変換候補

☆ シンプルスピード 上級編★

担当:宗盛早織

ご存じですか?工事台帳

この仕事の利益はどのくらい?!この現場に経費がどのくらいかかったのかな?!

シンプルスピードをお使いの方は、入力する時にひと手間加えていただくだけで、工事台帳が簡単に作成できます。景気回復が見込めない今、工事台帳を使って原価の見直しをしてみては?

工事台帳の使い方

①いつも通り仕訳を入力します。※工事台帳に入力できる経費は原価用(600番台)

複 12	5 31	612 材料費	1.1 ⇄ 413 直掛金	-1.0 決
新		材料		
			10,500 通	
登 5/31 検索		課税区分 4 手入力	税率 5 内税額	500 借 貸

②工事振り分けをするデータを選び、上に並んでいるボタンから『工事台帳』をクリック



③工事振分表が自動的に作成されるので、あらかじめ登録しておいた工事番号を振って現場ごとに金額を振分

年月日 部門 借方記号 実方記号	摘要	税込金額 借方摘要
12/5/31 612 材料費 1.1 ⇄ 413 直掛金 -1.0		10,500
24/05/31 検索 4 手入力 税率 5 内税額 500 借 貸		
工事仕訳振分 振分内容削除 間接金額計算 前デラウ工事No 工事Noコピー 工事Noペースト		
該当仕訳金額更新 連続入力 検索 工事台帳入力		
全額 更新 10,000 未接分金額 2,000 ○接分1 ○接分2 ○接分3		
合計: 4	工事No	注文者 工事名 工事内容 内訳金額 接分基準1 接分基準2 接分基準3
未ソート	1 大塗建設	イーマック改修 8,000
	2 大塗建設	オオバ漆喰施工

④全ての経費を振分けたら・・・

工事台帳メニューから工事台帳出力ボタンをクリック!



⑤工事台帳の完成です♪

工事集計表		メニュー	印 刷	対象工事印刷	検索	再検索	全て表示	ソート	予実対比	工事台帳行数確定	(単位:円)	
H24年1月～H24年12月												
										未完成工事残高書出		
No.	注文者及び工事名	元	工期	請負金額	未完工事残高	未完工事受入金	料賃費	内訳費	直費	工事原価	工事料金	未済料金
▶ 1	大塗建設 +マーク改修工事	実	2012/6/21 2012/6/31	100,000	100,000	0,000	15,000	40,000	30,000	93,000	7,000	90,3
▶ 2	大塗建設 +マーク改修工事	実	2012/6/16 2012/6/31	80,000	30,000	2,000	20,000	20,000	20,000	82,000	18,000	77,3
合 计				180,000	180,000	10,000	36,000	90,000	156,000	26,000		
合計		完成工事高	180,000	完成工事累高	180,000	累高% %	85.1	合計	完成工事受入金	180,000	未完成工事累高	0

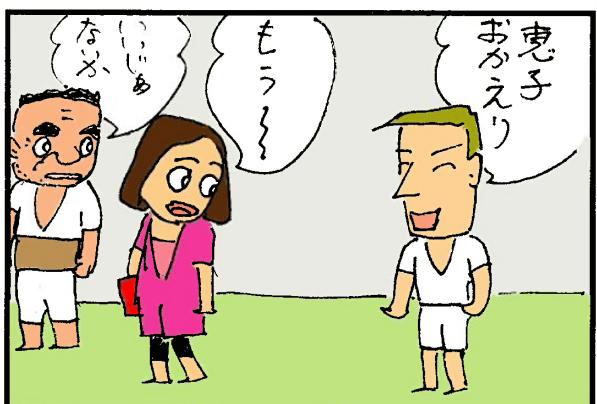
興味を持たれた方は担当者へご連絡ください。

大工のゲンさん家 II

帰ってきた大工のゲンさん



おおばけ



事務所からのお知らせ

宮本佳依

◆労働保険の年度更新

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31までの1年間を保険年度として計算します。その額はすべての労働者に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。

保険年度ごとに概算で保険料を計算することになっており、申告及び保険料の納付は毎年6月1日から7月10日までの間にしなければなりません。

書類が届きましたら、各担当者へご連絡ください。

◆社会保険の算定基礎届

算定基礎とは、社会保険料の額を年に一度算定し直すものです。その年の4・5・6月に支給された給与(交通費・手当等も含みます)の平均を算出し、その額で標準報酬月額を算定します。この算定基礎届は、毎年7月10日までに提出しなければなりません。

書類が届き次第、各担当者へご連絡ください。

◆源泉所得税の前半分の納付

給与等の源泉所得税の納期の特例を受けている事業所は、源泉徴収した所得税を半年分まとめて納付する事が出来ます。

前半分である1月1日から6月30日までの源泉所得税の納付期限は7月10日までです。

編集後記

今年も早6月になりました。今年は裏庭のビワに実がよくついたので、成長を楽しみにしていた矢先、先月のある朝、ふと見ると、青いビワの実という実に黒い小さい昆虫がまとわりついているではありませんか。後で調べたら、チョッキリゾウムシという害虫でした。ゾウムシというだけあって、象の姿に似た1センチ足らずの黒い昆虫です。これが青いビワの実にへばりついて実をかじり、かじられた実はもう成長しないであろうこと明らかです。こうなる前に袋かけしておけばよかったと思ったのですが、時すでに遅しです。

実は去年も同じような失敗をしています。たくさんの緑のブドウの実が生っていて、ブドウ虫が葉に針のような穴を無数に開けていたのは分かっていたのですが、なーに大したことはない、農薬散布はもう少し先でもいいだろうと思っていたら、とんでもありません。あれよあれよという間に、葉は壊れ傘のように食い尽くされて、せっかく一杯生っていたブドウの房はすべて立ち枯れてしまいました。

イギリスでは、「ガーデニングは虫との闘い」といわれるそうですが、やはり、これは本当でした。皆さんにも、「悪い虫がつく」前の早期の害虫退治をお勧めします。

安友源六